

申請手続きについて

令和6年1月

大阪府内の権限市


大阪府知事のほか政令指定都市、中核市、地方自治法に基づく事務移譲市町村の長に許可の権限があります。


次の市（町村）については、当該市長（又は町村長）が許可することとなります。

（令和6年4月時点）


政令指定都市	大阪市、堺市
中核市	高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市
事務移譲市 (市街化区域のみ移譲)	茨木市、箕面市、和泉市

大阪府の権限における窓口

 : 大阪府権限※（審査指導課：森林区域が含まれない場合）

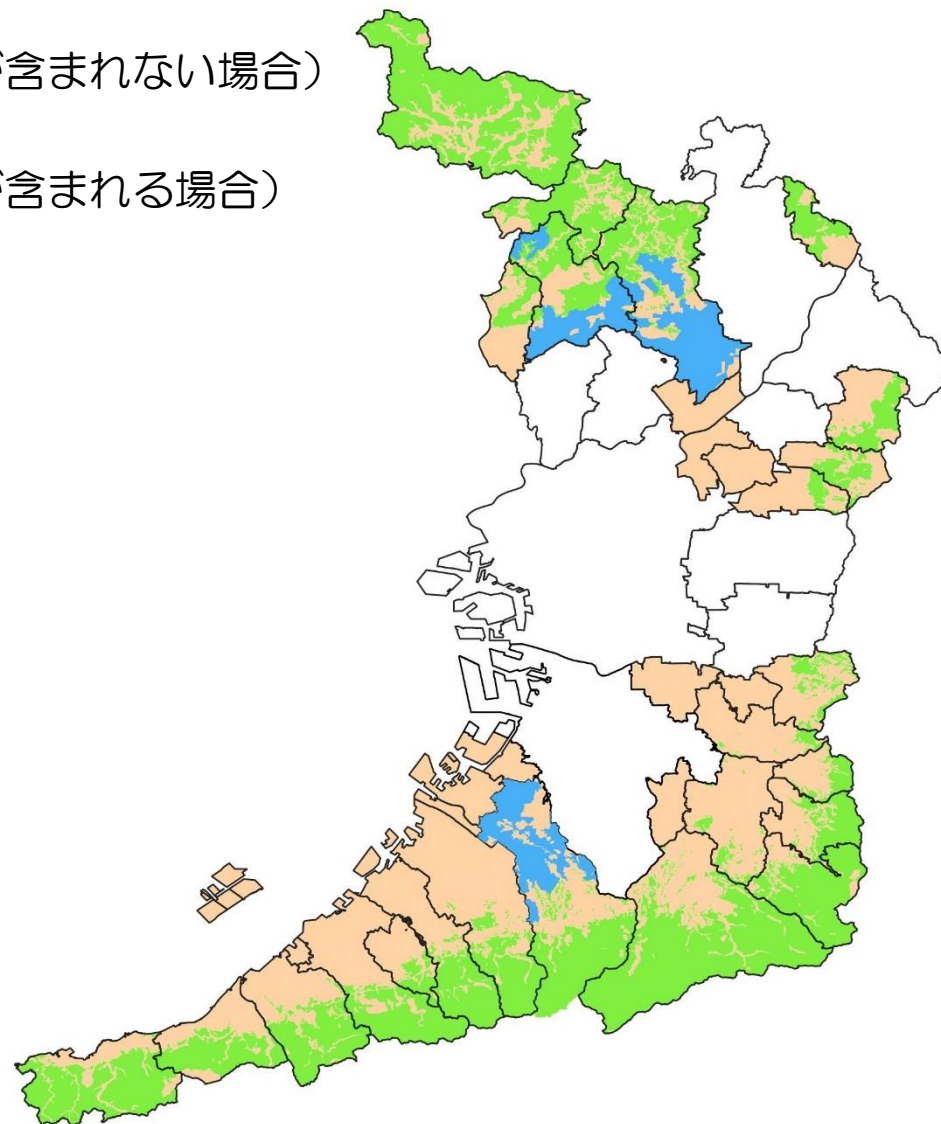
 : 大阪府権限※（森づくり課：森林区域が含まれる場合）

 : 市権限（大阪府からの権限移譲）

 : 政令指定都市・中核市権限（法定権限）

<※大阪府権限の市町村>

池田市、茨木市（市街化調整区域）、箕面市（市街化調整区域）、摂津市、島本町、豊能町、能勢町、守口市、大東市、柏原市、門真市、四條畷市、交野市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市（市街化調整区域）、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町



大阪府の権限における窓口（森林区域が含まれる場合）

森林区域とは

森林法第2条第1項で定義される森林のうち同法第5条第2項第1号により大阪府知事が地域森林計画の対象として定める森林の区域。

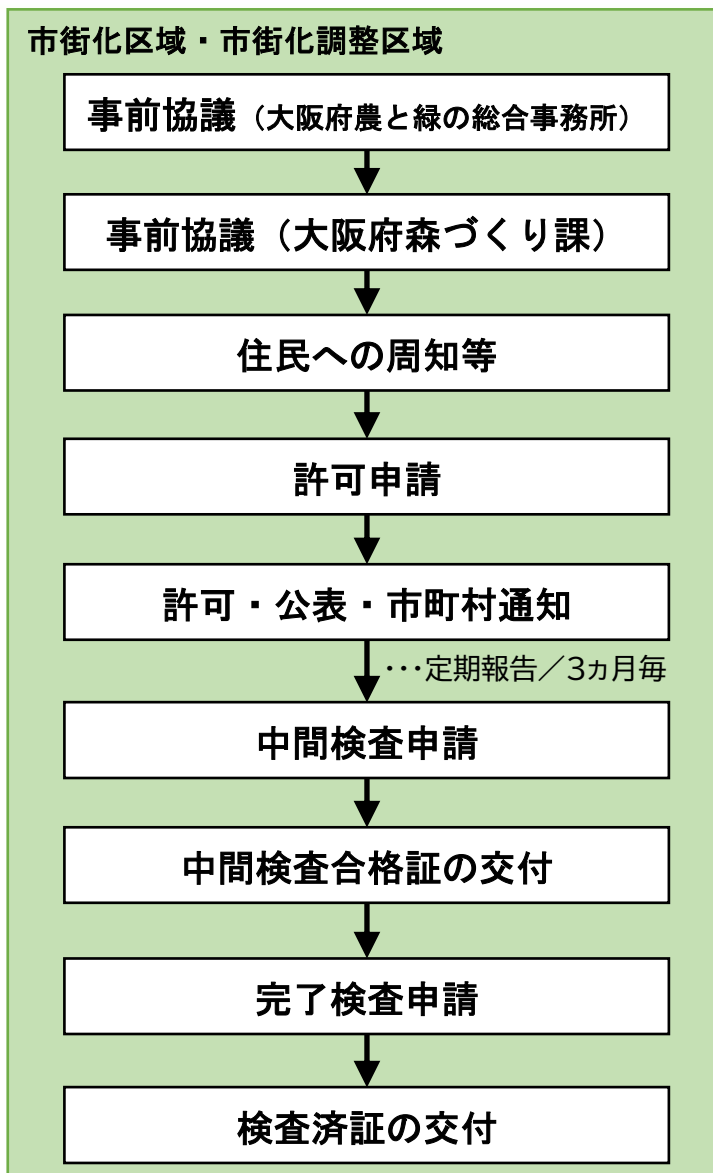
申請をしようとする区域が森林区域であるか（森林区域が含まれるか）どうかは、その区域のある市町村、下記表の所管の農と緑の総合事務所及びみどり推進室森づくり課において確認できます。

事務所	担当区域
大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課 茨木市中穂積1-3-43（三島府民センタービル内）	池田市・茨木市・箕面市・摂津市・島本町・豊能町・能勢町
大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課 八尾市荘内町2-1-36（中河内府民センタービル内）	守口市・大東市・柏原市・門真市・四條畷市・交野市
大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課 富田林市寿町2-6-1（南河内府民センタービル内）	富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村
大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課 岸和田市野田町3-13-2（泉南府民センタービル内）	岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南市・熊取町・岬町・忠岡町・田尻町
大阪府 みどり推進室森づくり課保全指導グループ 大阪市住之江区南港北1-14-16（咲洲庁舎22階）	

※下線のある市町村は、森林区域（地域森林計画対象民有林）を有する市町村です。

手続きの流れ

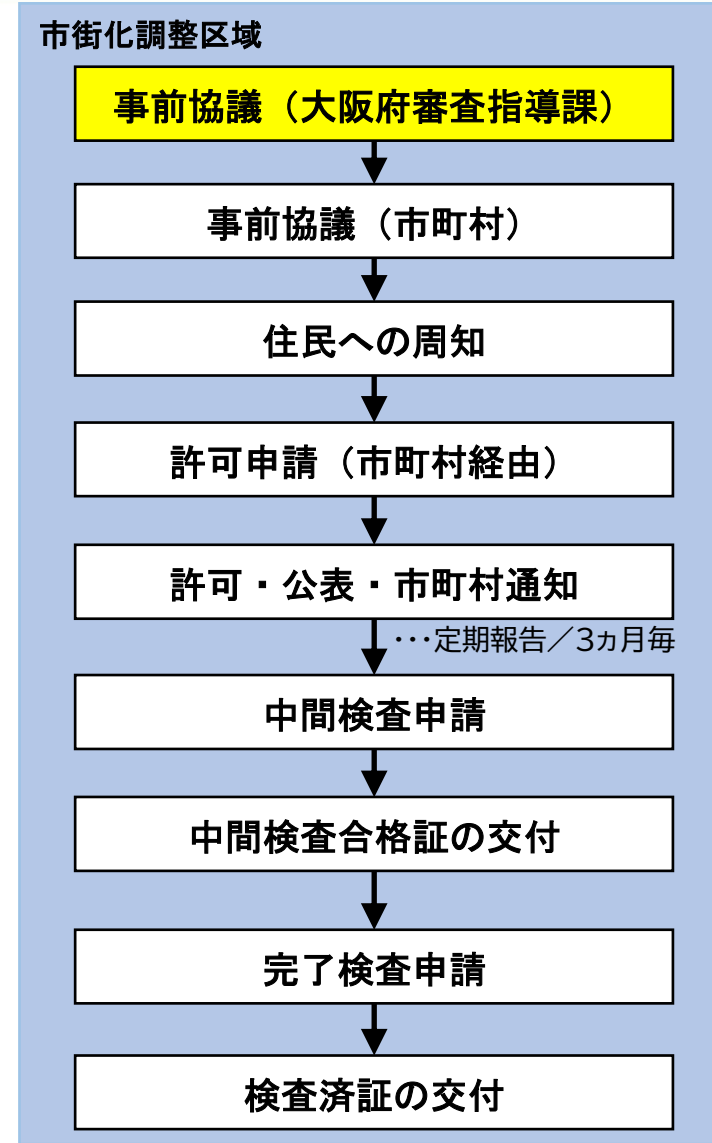
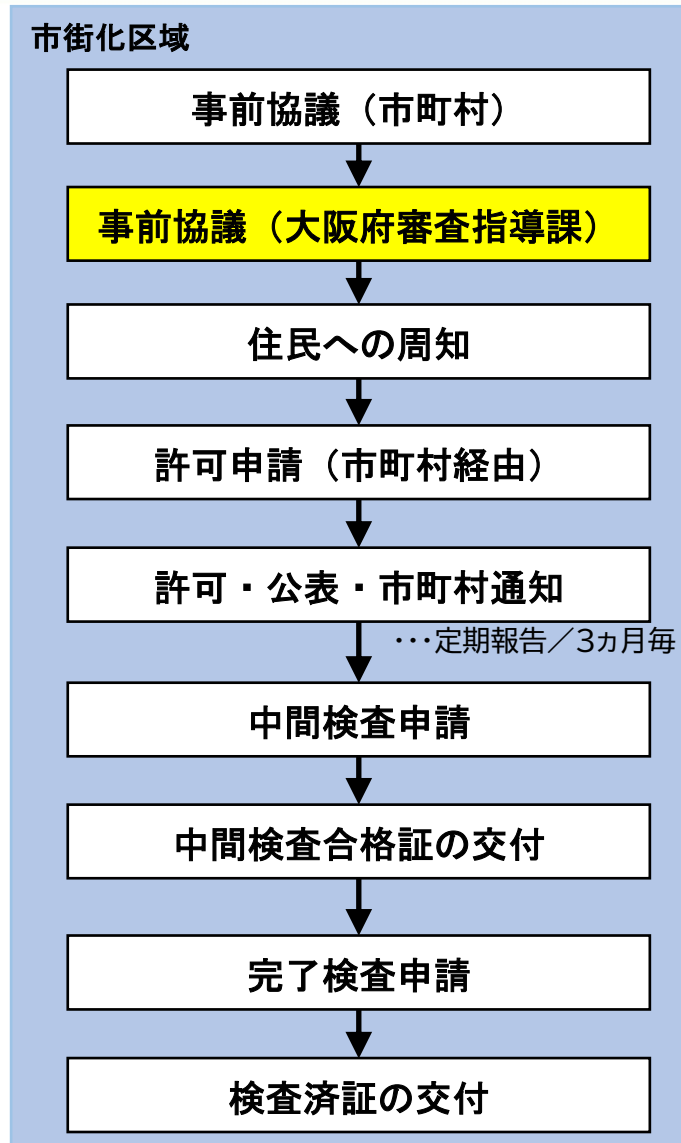
【申請地内に森林区域が含まれる場合】 森づくり課で許可



土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える

手続きの流れ

【申請地内に森林区域が含まれない場合】 審査指導課で許可

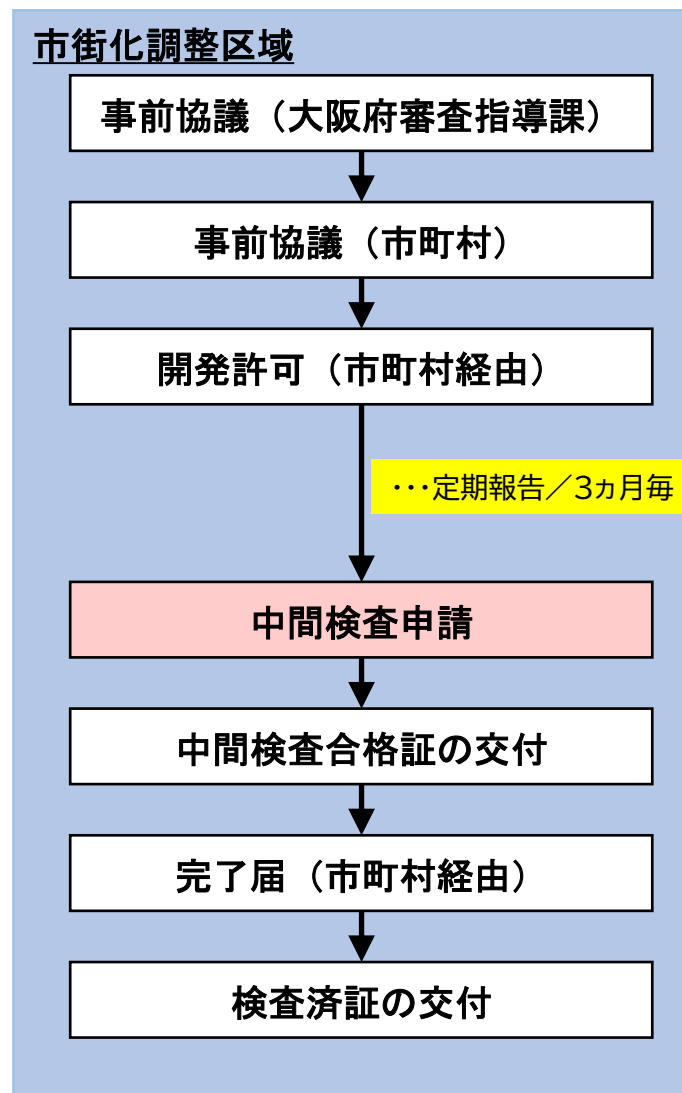
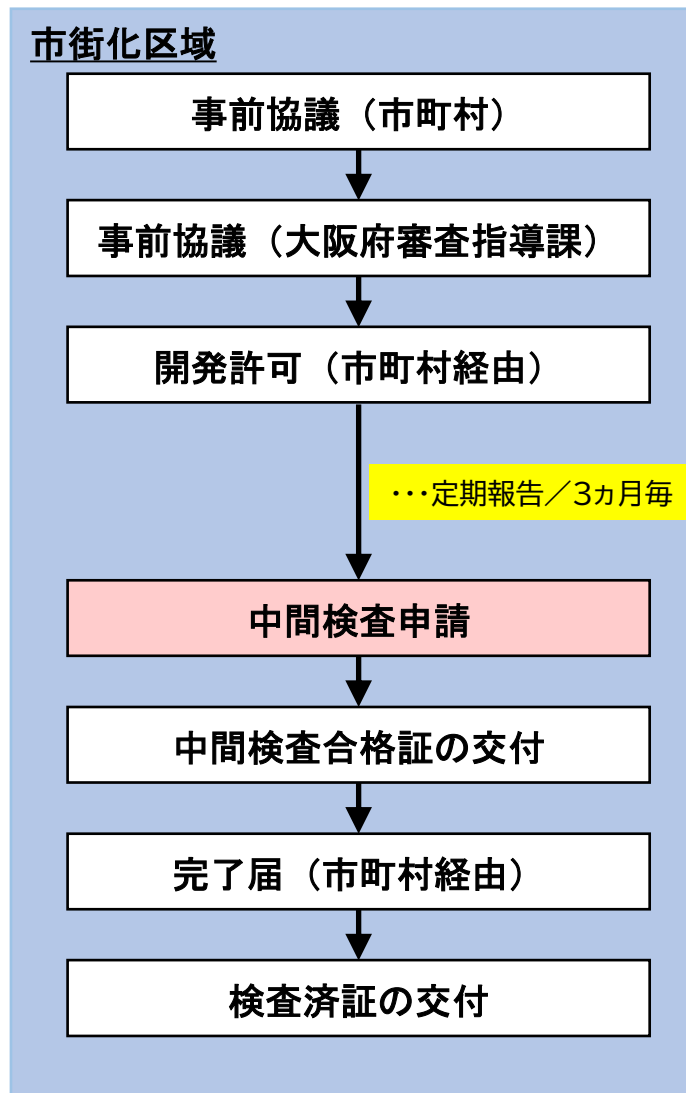


土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える

開発許可（盛土規制法みなし許可）の場合の手続きの流れ

【令和6年4月1日以降に大阪府が開発許可する場合】

大阪府審査指導課に中間検査申請・定期報告を行う（森林区域内外問わず）



開発許可（盛土規制法みなし許可）の場合の手続きの流れ

【令和6年4月1日以降に以下の市町村が開発許可する場合】

池田市、泉大津市、守口市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町、富田林市、河内長野市、大東市、柏原市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

市町村での手続き

事前協議

開発許可

中間検査
定期報告対象の場合

上記以外の市が開発許可をした場合、盛土規制法
の中間検査・定期報告は当該市が実施する

森林区域が含まれているか

含まれない

含まれる

大阪府審査指導課

定期報告

中間検査申請

中間検査合格証の交付

大阪府農と緑の総合事務所

定期報告

中間検査申請

中間検査合格証の交付

完了届

検査済証の交付

※開発許可の権限はこれまでどおり

開発許可（盛土規制法みなし許可）の場合の中間検査・定期報告の窓口

市町村名	市街化区域		市街化調整区域	
	森林区域 が含まれる	森林区域 が含まれない	森林区域 が含まれる	森林区域 が含まれない
箕面市、茨木市、和泉市、岸和田市	市			
松原市、藤井寺市、貝塚市、泉佐野市	市		府審査指導課	
能勢町、豊能町、池田市、門真市、守口市、羽曳野市、 泉大津市、忠岡町	府農と緑総合事務所 みどり環境課	府審査指導課	府農と緑総合事務所 みどり環境課	府審査指導課
摂津市、大東市、柏原市、太子町、河南町、富田林市、 大阪狭山市、河内長野市、千早赤阪村、高石市、田尻町、 泉南市、阪南市、岬町	府農と緑総合事務所 みどり環境課	府審査指導課		
島本町、交野市、四條畷市、熊取町	府審査指導課			

※政令指定都市・中核市は除いています。

※下線のある市町村は、森林区域（地域森林計画対象民有林）を有する市町村です。

申請手数料について

大阪府の行政事務手数料条例にて、以下の申請時には手数料が必要となります。

- 法第12条第1項及び法第30条第1項の許可申請時
- 法第16条第1項及び法第35条第1項の変更許可申請時
- 法第18条第1項及び法第37条第1項の中間検査申請時
- 規則第88条の証明申請時

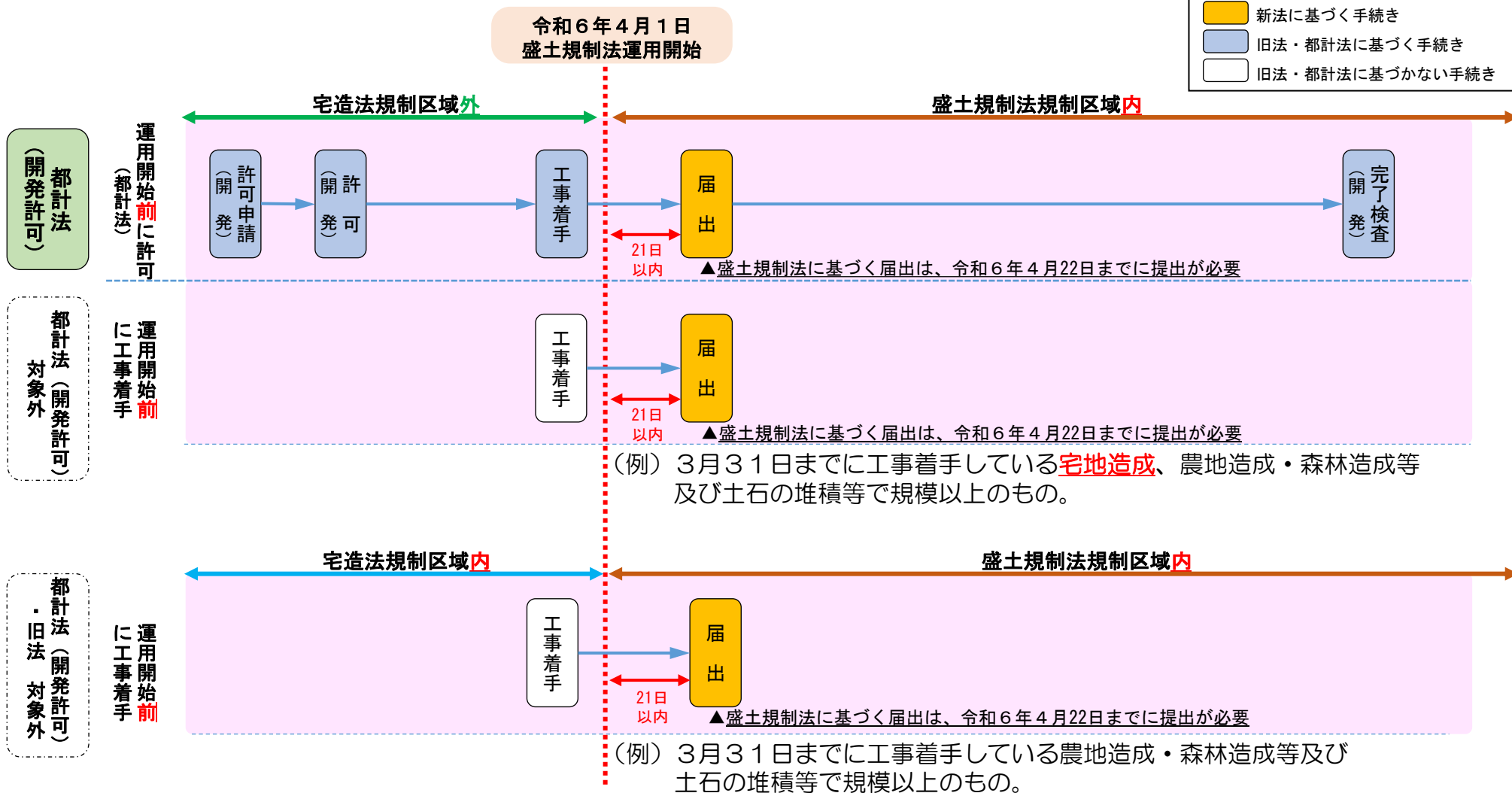
※手数料については、大阪府議会（令和6年2月定例会）に上程予定ですので、議決され次第、以下のホームページで公表します。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

盛土規制法運用開始前後の許可手続き等の取扱いについて

令和6年4月1日運用開始に伴い、以下に該当する場合は、
 法第21条第1項・法第40条第1項の「工事等の届出」の提出が必要となります。

【凡例】	
	新法の対象となる工事
	新法に基づく手続き
	旧法・都計法に基づく手続き
	旧法・都計法に基づかない手続き



盛土規制法運用開始前後の許可手続き等の取扱いについて

＜法第21条第1項・法第40条第1項の「工事等の届出」の提出先＞

※ただし、下記の市町村の区域を除く。

- ・ 政令指定都市・中核市
- ・ 茨木市、箕面市、和泉市の市街化区域

森林区域が含まれる場合

- ・・・各農と緑の総合事務所に提出
 - 北部農と緑の総合事務所
 - 中部農と緑の総合事務所
 - 南河内農と緑の総合事務所
 - 泉州農と緑の総合事務所

森林区域が含まれていない場合

- ・・・市町村経由の上、大阪府審査指導課に提出

参考手続き一覧

		手続きの種類	根拠法令等
許可申請・届出	当初	宅地造成等に関する工事の許可（宅地造成等工事規制区域内で、宅地造成等に関する工事を行う場合）	法第12条第1項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可（特定盛土等規制区域内で、宅地造成等に関する大規模な工事を行う場合）	法第30条第1項
		特定盛土等に関する工事の届出（特定盛土等規制区域内で、特定盛土等に関する工事を行う場合）	法第27条第1項
		土石の堆積に関する工事の届出（特定盛土等規制区域内で、土石の堆積に関する工事を行う場合）	法第27条第1項
	変更	宅地造成等に関する工事計画の変更許可（法第12条第1項の許可を受けた工事の変更を行う場合）	法第16条第1項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の変更許可（法第30条第1項の許可を受けた工事の変更を行う場合）	法第35条第1項
		宅地造成等に関する工事計画の軽微な変更の届出（法第12条第1項の許可を受けた工事の軽微な変更を行う場合）	法第16条第2項
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事計画の軽微な変更の届出（法第30条第1項の許可を受けた工事の軽微な変更を行う場合）	法第35条第2項
		特定盛土等に関する工事の変更届出（法第27条第1項の届出をした特定盛土等に関する工事の変更を行う場合）	法第28条第1項
		土石の堆積に関する工事の変更届出（法第27条第1項の届出をした土石の堆積に関する工事の変更を行う場合）	法第28条第1項
標識の掲示	標識の掲示	法第49条	
工事等の届出	工事等の届出	工事等の届出（宅地造成等工事規制区域の指定の際、宅地造成等に関する工事を行っている場合）	法第21条第1項
		工事等の届出（宅地造成等工事規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第21条第3項
		工事等の届出（宅地造成等工事規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第21条第4項
		工事等の届出（特定盛土等規制区域の指定の際、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行っている場合）	法第40条第1項
		工事等の届出（特定盛土等規制区域内で、高さ2m超の擁壁、排水施設等の全部又は一部の除去工事をする場合）	法第40条第3項
		工事等の届出（特定盛土等規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合）	法第40条第4項
	変更	届出工事（法第21条第1項）の変更届出	細則にて規定予定
		届出工事（法第21条第3項）の変更届出	細則にて規定予定
		届出工事（法第40条第1項）の変更届出	細則にて規定予定
		届出工事（法第40条第3項）の変更届出	細則にて規定予定
		宅地造成等に関する工事の工程等の変更届出（中止・再開・廃止）	細則にて規定予定
		特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程等の変更届出（中止・再開・廃止）	細則にて規定予定
適合証明申請	宅地造成及び特定盛土等工事許可等証明申請書	規則第88条	
中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査（法第12条第1項の許可を受けた工事の中間検査を申請する場合）	法第18条第1項	
	特定盛土等に関する工事の中間検査（法第30条第1項の許可を受けた工事の中間検査を申請する場合）	法第37条第1項	
定期報告	宅地造成等に関する工事の定期報告（法第12条第1項の許可を受けた工事の定期報告をする場合）	法第19条第1項	
	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期報告（法第30条第1項の許可を受けた工事の定期報告をする場合）	法第38条第1項	
完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事完了の検査（法第12条第1項の許可を受けた宅地造成等の工事の完了検査を申請する場合）	法第17条第1項	
	特定盛土等に関する工事完了の検査（法第30条第1項の許可を受けた宅地造成等の工事の完了検査を申請する場合）	法第36条第1項	
	土石の堆積に関する工事の確認 （法第12条第1項の許可を受けた土石の堆積の除却の完了確認を申請する場合） （法第30条第1項の許可を受けた土石の堆積の除却の完了確認を申請する場合）	法第17条第4項 法第36条第4項	

最後に

※「宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
宅地造成等工事許可申請等の手引き」作成中
下記ホームページで公表予定。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa2/morido/index.html

※本説明会資料について、下記ホームページで公表予定。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_shinsa/takuzoukyok/a/morido.html